

## 都道府県社会的養育推進計画の策定要領〈概要〉

### 1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

### 2. 基本的考え方

- ・ 一般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

### 3. 都道府県推進計画の記載事項

- |                                    |                                              |
|------------------------------------|----------------------------------------------|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組      |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組  | (8) 一時保護改革に向けた取組                             |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み      | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組                       |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組               | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 (11) 留意事項               |

## 4. 項目ごとの策定要領

### (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

### (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

### (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

#### ②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

### (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

＜代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例＞

子ども数×人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的必要を含む。）＝代替養育を必要とする子ども数  
算式1・算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子ども数の割合※＝里親等委託が必要な子ども数

※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

## (5) 里親等への委託の推進に向けた取組

### ① フォスターリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスターリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスターリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

### ② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- ・ 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。
- ・ 国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧なフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

## (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとつてどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- ・ 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。



## (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

### ①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

### ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
  - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
  - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。



## (8) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

## (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

## (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

### ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

### ②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

## (11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
  - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
  - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
  - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
  - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

## Ⅰ. ガイドラインの目的

- 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフオスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フオスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

## Ⅱ. フオスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
  - ・ 委託可能な里親を開拓・育成する
  - ・ 相談しやすい、協働できる環境を作る
  - ・ 安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする。

- フオスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント
- ・ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
- ・ 子どもと里親家庭のマッチング
- ・ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）

- フオスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

## Ⅲ. フオスタリング機関と児童相談所

- 一連のフオスタリング業務を包括的に実施する機関を「フオスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフオスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フオスタリング機関」という。
- フオスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフオスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フオスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フオスタリング機関への委託可能性も含めて検討。
- フオスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フオスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

## Ⅳ. フオスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フオスタリング機関には、
  - ・ 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
  - ・ 児童相談所と異なる立場からのサポート等
  - ・ 継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的關係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフオスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

#### IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

- 子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

#### V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
  - ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
  - ・ 里親養育に関するスーパービジョン（自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など）
  - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート（地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など）
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

#### VI. フォスタリング業務の実施方法

※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載

- ① 里親のリクルート及びアセスメント
  - ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
  - ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
  - ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
  - ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
  - ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める

#### ③ 子どもと里親家庭のマッチング

- ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
- ・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る

#### ④ 里親養育への支援

- ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
- ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
- ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
- ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
- ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
- ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

#### VII. 「里親支援事業」の活用

- 都道府県における積極的活用



## 〔検討委員会の目的〕

- 平成28年に改正された児童福祉法において、家庭養育優先原則が明記されるとともに、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）が具体的に位置づけられており、質の高い里親養育を実現することが求められている。
- このため、里親が子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるように、里親制度に対する社会の理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して担うフォスタリング機関による包括的な支援体制を構築することが不可欠。
- 本検討委員会では、質の高い里親養育を実現するため、フォスタリング業務のあり方をできる限り具体的に提示することを目的として、以下を内容とするガイドラインを作成する。
  - ・ 都道府県（児童相談所）が行うべきフォスタリング業務の実施方法及び留意点
  - ・ フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点及び民間機関と児童相談所との関係の在り方 など

## 〔検討委員会 委員名簿〕

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 上鹿渡 和宏 | 長野大学社会福祉学部 教授         |
| 林 浩康   | 日本女子大学人間社会学部社会福祉学科 教授 |
| 藤林 武史  | 福岡市児童相談所 所長           |
| 松田 健治  | 滋賀県中央子ども家庭相談センター 所長   |
| 松永 忠   | 児童養護施設 光の園 施設長        |
| 宮島 清   | 日本社会事業大学専門職院 准教授      |
| 森下 宣明  | 和歌山乳児院 施設長            |
| 渡邊 守   | NPO 法人キーアセット 代表       |

## 〔開催経過〕

- 第1回 平成29年12月8日  
：ガイドラインの骨子案について議論
- 第2回 平成30年1月31日  
：関係団体ヒアリング（全国里親会、日本ファミリーホーム協議会）
- 第3回 平成30年3月1日  
：ガイドライン案について議論
- 第4回 平成30年3月26日

## はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の高機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

## 第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

### 施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

### 多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
  - ①一時保護委託の受入体制の整備
  - ②養子縁組支援やフォスターリング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
  - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

## 第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
  1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
  2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

### 第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
  - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
  - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うよう求める。
4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

#### ※小規模かつ地域分散化の例外

- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

### 第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

### 第Ⅴ 計画的な推進に向けて

- ・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

〔目的〕

○ 平成28年5月27日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）」により、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、それが適当でない場合には、できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることとされている。

○ この理念を具体化するため、平成29年8月2日に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、家庭養育等の推進に向けて、乳児院や児童養護施設については、小規模化・地域分散化を進めていくとともに、これまでの豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力を基盤として、多機能化等を図るべきということが提言された。

○ これらを踏まえ、プロジェクトチームにおいて、乳児院や児童養護施設の多機能化等の在り方（手引書）の作成に向けた検討を行う。

〔構成員名簿〕

|       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 相澤 仁  | 大分大学福祉健康科学部教授                           |
| 今田 義夫 | 日本赤十字社医療センター附属乳児院顧問<br>全国乳児福祉協議会副会長     |
| 大浦 俊哉 | 東京都足立児童相談所長                             |
| 加藤 秀郷 | 静岡恵明学園児童部施設長<br>全国児童養護施設協議会副会長          |
| 上鹿渡和宏 | 長野大学社会福祉学部教授                            |
| 川邊 正樹 | 三重県健康福祉部子ども・家庭局<br>子ども虐待対策・里親制度推進監      |
| 塩田 規子 | 社会福祉法人救世軍世光寮副施設長                        |
| 細野 博嗣 | 横浜市子ども青少年局こども福祉保健部長                     |
| 横川 哲  | 麦の穂乳幼児ホームかがやき施設長<br>全国乳児福祉協議会 制度対策研究委員長 |

〔開催経過〕

|     |             |
|-----|-------------|
| 第1回 | 平成29年11月30日 |
| 第2回 | 平成29年12月26日 |
| 第3回 | 平成30年1月26日  |
| 第4回 | 平成30年2月26日  |
| 第5回 | 平成30年3月15日  |
| 第6回 | 平成30年3月29日  |



# 一時保護ガイドライン（概要）

## I ガイドラインの目的

- 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるもの。
- しかしながら、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。
- 平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）においても、一時保護の見直しの必要性が提示された。
- 子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。このため、本ガイドラインは、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示す。

## II 一時保護の目的と性格

### 1 一時保護の目的

児童福祉法に基づく一時保護の目的（子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため）及び一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることを記載。

### 2 一時保護の在り方

- 一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。
- 一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。
- 一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために行う「アセスメント保護」がある。このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短期入所指導がある。
- 一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

### ① 緊急保護

虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等、子どもの安全を確保するために行う。子どもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。

### ② アセスメント保護

子どもの適切・具体的な援助指針を定めるため、一時保護による十分な行動観察等を含む総合的なアセスメントが必要な場合に行う。アセスメントは、子どもの状況等に適した環境で行う。

### 3 子どもの権利擁護

○ 一時保護中の子どもの意見表明や相談体制、不服申立て等の権利擁護のための仕組みに関すること、外出・通信・面会・行動等を制限する場合の留意事項、被措置児童等虐待の防止等について記載。

### 4 一時保護の環境及び体制整備等

○ 必要な一時保護に対応できる定員を設定し、地域の実情に合わせて、委託一時保護の活用等も含め、一人一人の子どもの状況に応じた対応ができるよう、一時保護の環境整備や体制整備を図る。この際、里親家庭、一時保護専用施設などで、可能な場合には、子どもの外出や通学ができるような配慮を行うようにする。

### 5 一時保護の手続

○ 一時保護の開始、継続（※）、解除の手続及び留意事項等について記載。

※ 平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）による家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てを含む。

## Ⅲ 一時保護所の運営

一時保護所の環境、入所手続、子どもの観察、保護中の子どもの生活環境（生活、食事、健康管理、教育・学習支援等）等について記載。

## Ⅳ 委託一時保護

委託一時保護の考え方、手続等について記載。

## V 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

一時保護において子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行うよう、初期から解除時までの一時保護における各段階における対応、性被害を受けた子ども等特別な配慮が必要な子どもに対するケア、ケアを通じたアセスメントに関する事項、留意事項等について記載。

## ○ 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度  
 ○里親等委託率は、平成21年3月末の10.5%から、平成31年3月末には20.5%に上昇

| 年度      | 児童養護施設       |           | 乳児院          |           | 里親等※         |           | 合計         |           |
|---------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|------------|-----------|
|         | 入所児童数<br>(人) | 割合<br>(%) | 入所児童数<br>(人) | 割合<br>(%) | 委託児童数<br>(人) | 割合<br>(%) | 児童数<br>(人) | 割合<br>(%) |
| 平成20年度末 | 29,818       | 81.3      | 2,995        | 8.2       | 3,870        | 10.5      | 36,683     | 100       |
| 平成21年度末 | 29,548       | 80.8      | 2,968        | 8.1       | 4,055        | 11.1      | 36,571     | 100       |
| 平成22年度末 | 29,114       | 79.9      | 2,963        | 8.1       | 4,373        | 12.0      | 36,450     | 100       |
| 平成23年度末 | 28,803       | 78.6      | 2,890        | 7.9       | 4,966        | 13.5      | 36,659     | 100       |
| 平成24年度末 | 28,233       | 77.2      | 2,924        | 8.0       | 5,407        | 14.8      | 36,564     | 100       |
| 平成25年度末 | 27,465       | 76.2      | 2,948        | 8.2       | 5,629        | 15.6      | 36,042     | 100       |
| 平成26年度末 | 27,041       | 75.5      | 2,876        | 8.0       | 5,903        | 16.5      | 35,820     | 100       |
| 平成27年度末 | 26,587       | 74.5      | 2,882        | 8.0       | 6,234        | 17.5      | 35,703     | 100       |
| 平成28年度末 | 26,449       | 73.9      | 2,801        | 7.8       | 6,546        | 18.3      | 35,796     | 100       |
| 平成29年度末 | 25,282       | 73.9      | 2,706        | 7.8       | 6,858        | 19.7      | 34,846     | 100       |
| 平成30年度末 | 24,902       | 71.8      | 2,677        | 7.7       | 7,104        | 20.5      | 34,683     | 100       |

里親等委託率

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。  
 ファミリーホームは、平成30年度末で372か所、委託児童1,548人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

# 都道府県市別の里親等委託率の差

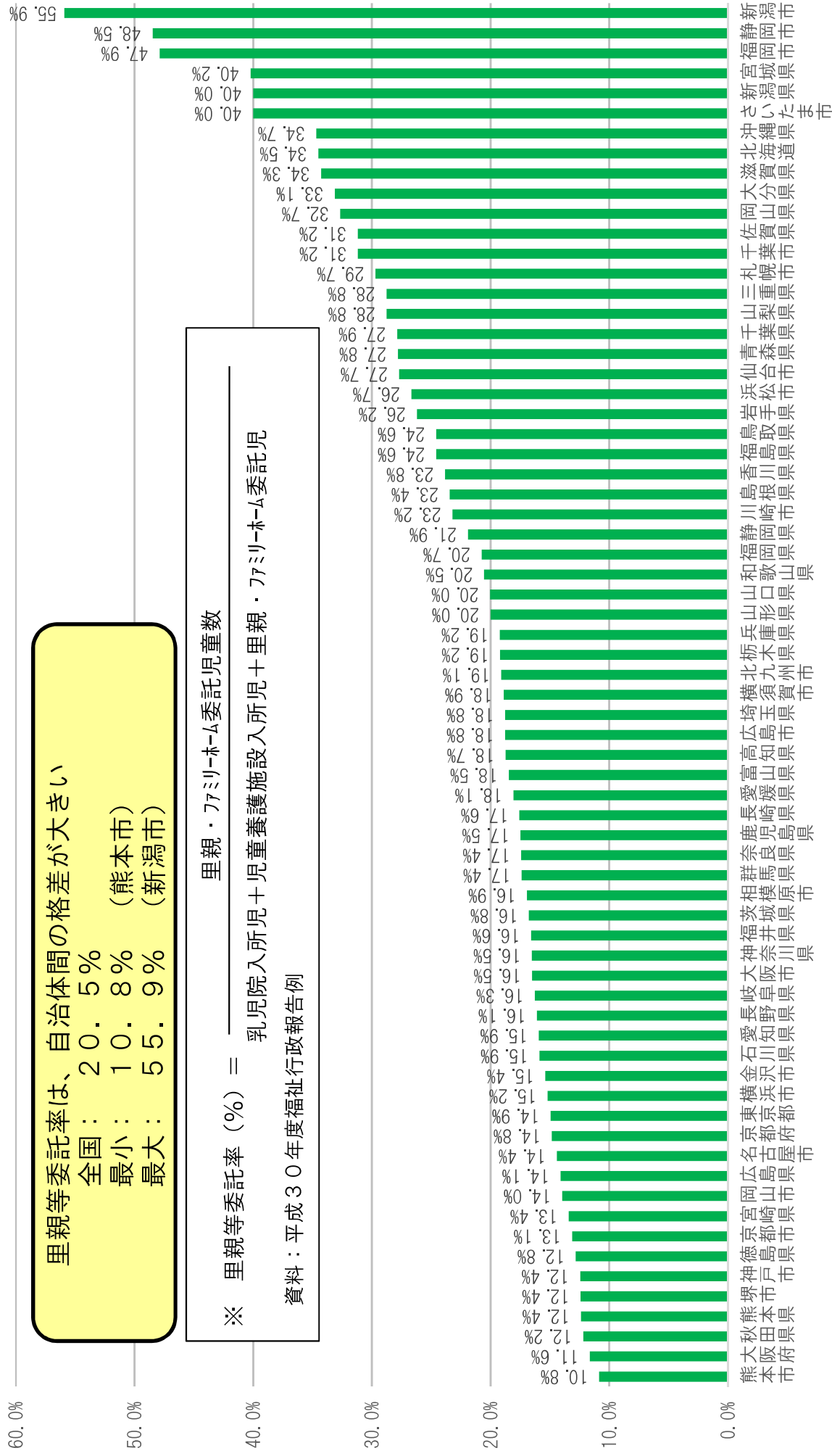
69都道府県市別里親等委託率（平成30年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 20.5%  
最小： 10.8%（熊本市）  
最大： 55.9%（新潟市）

※ 里親等委託率（%）＝  $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児}}$

資料：平成30年度福祉行政報告例





# 〇 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例 (平成31年3月末現在)

|      | 里親等        |                 | 乳児院        |                 | 養護施設       |                 | 計     |              |
|------|------------|-----------------|------------|-----------------|------------|-----------------|-------|--------------|
|      | 数 (人)<br>① | 率<br>②<br>(①/⑦) | 数 (人)<br>③ | 率<br>④<br>(③/⑦) | 数 (人)<br>⑤ | 率<br>⑥<br>(⑤/⑦) |       |              |
|      |            |                 |            |                 |            |                 |       | ⑦<br>(①+③+⑤) |
| 北海道  | 599        | 32.7%           | (6)        | 42              | 2.3%       | 1,193           | 65.0% | 1,834        |
| 青森県  | 89         | 27.8%           | (11)       | 25              | 7.8%       | 206             | 64.4% | 320          |
| 岩手県  | 99         | 26.2%           | (14)       | 31              | 8.2%       | 248             | 65.6% | 378          |
| 宮城県  | 182        | 34.3%           | (3)        | 62              | 11.7%      | 286             | 54.0% | 530          |
| 秋田県  | 25         | 12.2%           | (46)       | 25              | 12.2%      | 155             | 75.6% | 205          |
| 山形県  | 48         | 20.0%           | (23)       | 14              | 5.8%       | 178             | 74.2% | 240          |
| 福島県  | 104        | 24.6%           | (16)       | 9               | 2.1%       | 310             | 73.3% | 423          |
| 茨城県  | 120        | 16.8%           | (34)       | 56              | 7.8%       | 540             | 75.4% | 716          |
| 栃木県  | 119        | 19.2%           | (24)       | 69              | 11.1%      | 432             | 69.7% | 620          |
| 群馬県  | 85         | 17.4%           | (32)       | 35              | 7.2%       | 369             | 75.5% | 489          |
| 埼玉県  | 394        | 22.0%           | (20)       | 164             | 9.2%       | 1,229           | 68.8% | 1,787        |
| 千葉県  | 354        | 28.3%           | (10)       | 88              | 7.0%       | 808             | 64.6% | 1,250        |
| 東京都  | 570        | 14.9%           | (41)       | 369             | 9.7%       | 2,874           | 75.4% | 3,813        |
| 神奈川県 | 355        | 17.5%           | (30)       | 189             | 9.3%       | 1,489           | 73.2% | 2,033        |
| 新潟県  | 138        | 44.8%           | (1)        | 28              | 9.1%       | 142             | 46.1% | 308          |
| 富山県  | 24         | 18.5%           | (26)       | 8               | 6.2%       | 98              | 75.4% | 130          |
| 石川県  | 42         | 15.7%           | (39)       | 18              | 6.7%       | 208             | 77.6% | 268          |
| 福井県  | 33         | 16.6%           | (35)       | 14              | 7.0%       | 152             | 76.4% | 199          |
| 山梨県  | 86         | 28.8%           | (9)        | 32              | 10.7%      | 181             | 60.5% | 299          |
| 長野県  | 98         | 16.1%           | (37)       | 47              | 7.7%       | 464             | 76.2% | 609          |
| 岐阜県  | 87         | 16.3%           | (36)       | 34              | 6.4%       | 414             | 77.4% | 535          |
| 静岡県  | 207        | 27.3%           | (12)       | 70              | 9.2%       | 482             | 63.5% | 759          |
| 愛知県  | 276        | 15.3%           | (40)       | 131             | 7.3%       | 1,395           | 77.4% | 1,802        |
| 三重県  | 145        | 28.8%           | (8)        | 32              | 6.3%       | 327             | 64.9% | 504          |

(注1) 「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2) 各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

|       | 里親等        |                 | 乳児院        |                 | 養護施設       |                 | 計     |              |
|-------|------------|-----------------|------------|-----------------|------------|-----------------|-------|--------------|
|       | 数 (人)<br>① | 率<br>②<br>(①/⑦) | 数 (人)<br>③ | 率<br>④<br>(③/⑦) | 数 (人)<br>⑤ | 率<br>⑥<br>(⑤/⑦) |       |              |
|       |            |                 |            |                 |            |                 |       | ⑦<br>(①+③+⑤) |
| 滋 賀 県 | 96         | 34.3%           | (4)        | 30              | 10.7%      | 154             | 55.0% | 280          |
| 京 都 府 | 96         | 13.8%           | (42)       | 69              | 9.9%       | 529             | 76.2% | 694          |
| 大 阪 府 | 396        | 13.7%           | (43)       | 291             | 10.1%      | 2,200           | 76.2% | 2,887        |
| 兵 庫 県 | 257        | 17.1%           | (33)       | 112             | 7.5%       | 1,130           | 75.4% | 1,499        |
| 奈 良 県 | 58         | 17.4%           | (31)       | 22              | 6.6%       | 253             | 76.0% | 333          |
| 和歌山県  | 77         | 20.5%           | (21)       | 34              | 9.1%       | 264             | 70.4% | 375          |
| 鳥 取 県 | 60         | 24.6%           | (15)       | 26              | 10.7%      | 158             | 64.8% | 244          |
| 島 根 県 | 41         | 23.4%           | (19)       | 21              | 12.0%      | 113             | 64.6% | 175          |
| 岡 山 県 | 113        | 23.9%           | (17)       | 15              | 3.2%       | 345             | 72.9% | 473          |
| 広 島 県 | 121        | 15.9%           | (38)       | 42              | 5.5%       | 598             | 78.6% | 761          |
| 山 口 県 | 101        | 20.0%           | (22)       | 25              | 5.0%       | 378             | 75.0% | 504          |
| 徳 島 県 | 35         | 12.8%           | (45)       | 24              | 8.8%       | 214             | 78.4% | 273          |
| 香 川 県 | 41         | 23.8%           | (18)       | 18              | 10.5%      | 113             | 65.7% | 172          |
| 愛 媛 県 | 88         | 18.1%           | (27)       | 39              | 8.0%       | 360             | 73.9% | 487          |
| 高 知 県 | 68         | 18.7%           | (25)       | 17              | 4.7%       | 278             | 76.6% | 363          |
| 福 岡 県 | 406        | 27.1%           | (13)       | 109             | 7.3%       | 981             | 65.6% | 1,496        |
| 佐 賀 県 | 78         | 31.2%           | (7)        | 18              | 7.2%       | 154             | 61.6% | 250          |
| 長 崎 県 | 78         | 17.6%           | (28)       | 20              | 4.5%       | 346             | 77.9% | 444          |
| 熊 本 県 | 87         | 11.8%           | (47)       | 50              | 6.8%       | 602             | 81.5% | 739          |
| 大 分 県 | 166        | 33.1%           | (5)        | 14              | 2.8%       | 321             | 64.1% | 501          |
| 宮 崎 県 | 57         | 13.4%           | (44)       | 26              | 6.1%       | 342             | 80.5% | 425          |
| 鹿児島県  | 133        | 17.5%           | (29)       | 53              | 7.0%       | 575             | 75.6% | 761          |
| 沖 縄 県 | 172        | 34.7%           | (2)        | 10              | 2.0%       | 314             | 63.3% | 496          |
| 全 国   | 7,104      | 20.5%           |            | 2,677           | 7.7%       | 24,902          | 71.8% | 34,683       |

## ○ 里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

○過去10年間で、新潟市が25.2%から57.5%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。

○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

|    |       | 増加幅<br>(H19→H29比較) | 里親等委託率            |                    |
|----|-------|--------------------|-------------------|--------------------|
|    |       |                    | 平成19年度末           | 平成29年度末            |
| 1  | 新潟市   | 32.2%増加            | 25.2%             | 57.5%              |
| 2  | さいたま市 | 31.1%増加            | 5.7%              | 36.8%              |
| 3  | 福岡市   | 28.1%増加            | 15.6%             | 43.8%              |
| 4  | 静岡市   | 25.3%増加            | 18.8%             | 44.2%              |
| 5  | 佐賀県   | 19.8%増加            | 3.8%              | 23.7%              |
| 6  | 岡山県   | 18.0%増加            | 5.1%<br>(岡山市分を含む) | 23.1%<br>(岡山市分を含む) |
| 7  | 千葉市   | 17.4%増加            | 12.0%             | 29.3%              |
| 8  | 岩手県   | 16.1%増加            | 11.2%             | 27.3%              |
| 9  | 長崎県   | 15.7%増加            | 2.7%              | 18.4%              |
| 10 | 大分県   | 14.8%増加            | 13.3%             | 28.0%              |

※宮城県（26.9%増加：12.8%→39.7%）と仙台市（17.5%増加：11.2%→28.8%）については、増加幅が大きいものの、東日本大震災により親族による里親が増えた影響が含まれるため、除いている。

## ○ 里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

○過去10年間で、さいたま市が6.2%から40.0%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。

○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

|    |       | 増加幅<br>(H20→H30比較) | 里親等委託率  |         |
|----|-------|--------------------|---------|---------|
|    |       |                    | 平成20年度末 | 平成30年度末 |
| 1  | さいたま市 | + 33.8%            | 6.2%    | 40.0%   |
| 2  | 福岡市   | + 29.5%            | 18.3%   | 47.9%   |
| 3  | 新潟市   | + 28.6%            | 27.4%   | 55.9%   |
| 4  | 岡山県   | + 27.4%            | 5.3%    | 32.7%   |
| 5  | 宮城県   | + 25.8%            | 14.5%   | 40.2%   |
| 6  | 佐賀県   | + 25.6%            | 5.6%    | 31.2%   |
| 7  | 静岡市   | + 20.7%            | 27.7%   | 48.5%   |
| 8  | 大分県   | + 18.2%            | 14.9%   | 33.1%   |
| 9  | 千葉市   | + 16.9%            | 14.3%   | 31.2%   |
| 10 | 青森県   | + 16.1%            | 11.8%   | 27.8%   |

## 民法等の一部を改正する法律の概要

### 改正の目的

児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。

厚労省の検討会において全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果

「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件（H26～H27）

（うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件）

### 見直しのポイント

- ① 特別養子制度の対象年齢の拡大（第1）
- ② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減（第2）

## 第1 養子候補者の上限年齢の引上げ（民法の改正）

### 1. 改正前の制度

#### 養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

改正前の制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限って導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】 年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

### 2. 改正の内容

#### 養子候補者の上限年齢の引上げ等

#### (1) 審判申立時における上限年齢（**新民法第817条の5第1項前段・第2項**）

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ①15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育

かつ、②やむを得ない事由により15歳までに申立てできず

※15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

#### (2) 審判確定時における上限年齢（**新民法第817条の5第1項後段**）

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

#### (3) 養子候補者の同意（**新民法第817条の5第3項**）

養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。  
（15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。）



## 第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し（家事事件手続法及び児童福祉法の改正）

### 1. 改正前の制度

養親候補者の申立てによる1個の手続

養親候補者  
申立て

（審理対象）

- ・ 実親による養育が著しく困難又は不適当であること等
- ・ 実親の同意（**審判確定まで撤回可能**）の有無等
- ・ 養親子のマッチング

※ 6か月以上の試験養育

- ・ 養親の養育能力
- ・ 養親と養子の相性

- ・ 実親の養育能力  
（経済事情や若年等）
- ・ 虐待の有無

特別養子縁組の成立の審判手続

特別養子縁組  
成立の審判

【児童福祉法の現場等からの養親候補者の負担についての指摘】

- ① 実親による養育状況に問題ありと認められるか分らないまま、試験養育をしなければならぬ。
- ② 実親による同意の撤回に対する不安を抱きながら試験養育をしなければならぬ。
- ③ 実親と対立して、実親による養育状況等を主張・立証しなければならない。

### 2. 改正の内容

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入（新家事事件手続法第164条・第164条の2関係）

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

- (ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判（特別養子適格の確認の審判）
  - (イ) 養親子のマッチングを判断する審判（特別養子縁組の成立の審判）
- ⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる（上記①及び②）。

(2) 同意の撤回制限（新家事事件手続法第164条の2第5項関係）

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可（上記②）。

(3) 児童相談所長の関与（新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3）

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする（上記③）。

（イメージ図）

見相長 or 養親候補者申立て

第1段階の手続

（審理対象）

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

特別養子適格の  
確認の審判

養親候補者申立て

第2段階の手続

特別養子縁組  
成立の審判

（審理対象）・ 養親子のマッチング ※ 6か月以上の試験養育

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

試験養育  
がうまくい  
かない場合  
には却下

第3 施行期日【令和2年4月1日】

# 養子縁組あっせん事業者一覧（令和元年10月1日現在）

家庭福祉課調べ

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

|    | 事業所所在地<br>自治体名 | 事業者名                          |
|----|----------------|-------------------------------|
| 1  | 北海道            | 医療社団法人弘和会 産科婦人科病院             |
| 2  | 茨城県            | 特定非営利活動法人 N P O B a b y ぽけっと  |
| 3  | 埼玉県            | 医療法人ぎずな会 さめじまボンディングクリニック      |
| 4  | 埼玉県            | 一般社団法人 命をつなぐゆりかご              |
| 5  | 東京都            | 認定特定非営利活動法人 環の会               |
| 6  | 東京都            | 一般社団法人 アクロスジャパン               |
| 7  | 東京都            | 社会福祉法人 日本国際社会事業団              |
| 8  | 東京都            | 特定非営利活動法人 フローレンス              |
| 9  | 東京都            | 一般社団法人 ベアホープ                  |
| 10 | 滋賀県            | 医療法人青葉会 神野レディスクリニック           |
| 11 | 奈良県            | 特定非営利活動法人 みぎわ                 |
| 12 | 和歌山県           | 特定非営利活動法人 ストークサポート            |
| 13 | 山口県            | 医療法人社団諍友会 田中病院                |
| 14 | 沖縄県            | 一般社団法人おきなわ子ども未来ネットワーク         |
| 15 | 札幌市            | 医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル   |
| 16 | 大阪市            | 公益社団法人家庭養護促進協会大阪事務所           |
| 17 | 神戸市            | 公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所          |
| 18 | 岡山市            | 一般社団法人 岡山県ベビー救済協会             |
| 19 | 広島市            | 医療法人 河野産婦人科クリニック              |
| 20 | 熊本市            | 医療法人聖粒会 慈恵病院                  |
| 21 | 熊本市            | 医療法人社団愛育会 福田病院 地域連携室 特別養子縁組部門 |

※ 上記のほか、同法の経過措置規定により、許可を受けていなくても事業を営むことができる事業者があります。  
詳細については、各都道府県までお問い合わせください。

# 「里親月間（里親を求める運動）」について

## 1. 目的

厚生労働省及び関係団体が主唱し、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と定め、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が管内市町村や、児童福祉施設、里親支援機関、各地域の里親会や社会福祉協議会等の関係機関並びに関係団体の協力を得ながら、①地域の実情に応じて里親制度に関する広報活動を展開、②新規里親の開拓を行うなど里親委託を促進、③里親家庭において適切な養育を確保し里親を孤立させることのないよう里親支援の充実を図り、併せて、④里親組織の育成等に取り組むことにより、里親制度の一層の推進を図ることを目的とする。

## 2. 主唱・協力

主唱：厚生労働省、公益財団法人全国里親会、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会

協力：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国自立援助ホーム協議会、全国児童家庭支援センター協議会、公益財団法人日本財団、全国児童相談所長会、全国民生委員児童委員連合会、全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人日本PTA全国協議会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国地域活動連絡協議会、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

## 3. 取組方針

月間期間中、以下の基本的な方針により取り組む。

- (1) 里親制度の普及啓発の強化を図り、児童福祉関係機関・施設はもとより病院や学校、企業・事業所、地域住民等への理解を促すことにより、社会全体で里親を支援する気運づくりを行う。
- (2) 新規里親を積極的に開拓するとともに、併せて未委託里親への委託を進めるなど、里親委託数を増加させる。
- (3) 里親等への研修等を充実し、里親の養育技術の一層の向上を図る。
- (4) 児童相談所、里親支援機関、児童家庭支援センター等による里親支援の一層の拡充を図る。
- (5) 里親組織等を育成するとともに、活動の活性化を図る。

# ①ポスター・リーフレットの配付・掲示

## 令和元年度 里親月間を中心とした厚生労働省の取組

(配付先)

- ・自治体（都道府県・市区町村）
- ・鉄道会社（東急、京王、小田急、西武、京成、東武） ※10月の全部又は一部期間中、駅構内への掲示を依頼
- ・都道府県中小企業団体中央会
- ・地方厚生（支）局

(ポスター)

はじめての「里親制度」  
知るとできることがある

里親制度は、  
健やかな育ちの場を必要とする  
「子どものため」の制度です。

いろいろな里親のかたち  
1. 相談 2. 申請・選考 3. 面接 4. 家庭訪問 5. 承認 6. 研修 7. マッチング

里親になるまでのステップ

お近くの児童相談所にお問い合わせください。  
児童相談所 電話 189

(リーフレット)

はじめての「里親制度」  
知るとできることがある

里親制度とは、  
健やかな育ちの場を必要とする  
「子どものため」の制度です。

里親になるための条件

里親になるまでのステップ

お近くの児童相談所にお問い合わせください。  
児童相談所 電話 189

＜表面・裏面（制度概要）＞

- ・「里親の種類」や、「里親になるまでの流れ」、「里親への支援」などについて紹介

＜中面（インタビュー記事）＞

- ・「双子の里親になった方」、「里親家庭で育った方」、「今まで8人の里親になった方」などの声を紹介

## ②広報媒体やSNSを活用した各種広報の実施

(補助事業等により実施するもの(株)読売新聞社)

- ・新聞広告(9月30日読売新聞夕刊、10月1日読売新聞朝刊)
- ・里親制度に関する特設サイト設置
- ・里親月間中、BS日テレにてCM放映
- ・Youtube動画制作

(政府広報等)

- ・報道発表 ※月間中の広報・イベント活動、地方自治体の取り組み事例等を紹介
- ・厚生労働省twitter
- ・厚生労働省facebook
- ・広報誌「厚生労働」(記事掲載)
- ・広報誌「共同参画」(情報掲載)
- ・政府広報Yahoo!バナー広告
- ・首相官邸メールマガジン(情報掲載)
- ・厚生労働省HPカルーセル枠(情報掲載)



## 特別養子縁組制度の普及・啓発について

○ 厚生労働省では、特別養子縁組制度についての普及・啓発を進めています。

《思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいる方向け》

(ポスター・リーフレット(表面))



### 思いがけない妊娠に とまどつあなたへ

あなたの出産と産後を応援する

多くの人たちがいます。

ひとりで悩まないで、まずは、**相談**してください。

どうしても育てられない場合は、かけがえない命を、  
あなたに代わって大切に育ててくれる

「**特別養子縁組制度**」があります。

(リーフレット(裏面))

思いがけない妊娠に戸惑い、悩んでいるあなたに

かけがえない命です。

あなたの出産と産後を応援できるサポート体制があります。

ひとりで悩み、抱え込まずに、まずは **相談** を！！

どうしても育てられない場合には、生まれてくる命を、あなたに代わって  
大切に育ててくれる「**特別養子縁組制度**」があります。

「特別養子縁組」ってなに？

「特別養子縁組」とは、何らかの理由で生みの親が育てられない子どものために、生みの親との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を始める制度です。

あなたが子どもをどうしても育てられない場合は、あなたの代わりに家族になって、子どもを育ててくれるご夫婦に、大切な命を託すことができます。

まずは相談。児童相談所の全国共通ダイヤルは『189』

児童相談所

児童相談所では、特別養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。**児童相談所全国共通ダイヤル『189』**でお住まいの地域の児童相談所につながります。

連絡は匿名で行うことが可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

下のセンターでも相談を受け付けています。

「子育て世代包括支援センター」

「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っています。

→ → → お住まいの市町村役場にご連絡ください。

(※) 全国1,741市区町村で実施されています。[平成28年4月1日現在]

「女性健康支援センター」

「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っています。

→ → → 全国女性健康支援センター一覧 **検索** で検索してください。

まずは児童相談所へ、お電話ください。

☎ 全国共通ダイヤル

いち は や く 189

《特別養子縁組により親になることを希望される方向け》  
(ポスター・リーフレット(表面))



自分の子どもとして  
あなたの家庭に迎え入れる制度です。

子どもを育てたいと願うあなたに  
「特別養子縁組制度」があります。

親を必要としている子どもたちがいます。



詳しくは児童相談所に、お尋ねください。

☎ 全国共通ダイヤル **189**

いち は や く

(リーフレット(裏面))

子どもを育てたいと願うあなたに

「特別養子縁組制度」のご案内

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進のために、養子とな  
るお子さんの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と  
して、新たな親子関係を結ぶ制度です。

「特別養子縁組」は、養親になることを望むご夫婦が家庭裁判所に請  
求を行い、下記の要件を満たした場合に、家庭裁判所から決定を受ける  
ことで成立します。

**成立の要件**

「特別養子縁組」の成立には、  
以下のような要件を満たす必要があります。

① 養子となるお子さんの父母(実父母)の同意が必要ではありません。ただし、実  
父母がその意思を表示できない場合又は、実父母による虐待、悪意の通報その他の養  
子となるお子さんの利益を害しく害する事由がある場合は、実父母の同意が不要と  
なることがあります。

② 養親となる方には配偶者がいる方(夫婦)でなければならず、夫婦共同で縁組をする  
こととなります。また、養親となる方は25歳以上でなければなりません。ただし、  
養親となる夫婦の一方が25歳以上である場合、もう一方は20歳以上であれば養親と  
なることができます。

③ 養子になるお子さんの年齢は、養親となる方が家庭裁判所に養子を請求するとき  
6歳未満である必要があります。ただし、お子さんが6歳に達する前から養親とな  
る方に監護されていた場合には、お子さんが8歳に達する前までは、審判を請求す  
ることができます。

④ 縁組成立のためには、養親となる方が養子となるお子さんを6か月以上監護してい  
ることが必要です。そのため、縁組成立前にお子さんと一緒に一定の期間を一緒に暮らし  
ていただき、その監護状況等を考慮して、家庭裁判所が特別養子縁組の成立を決定  
することになります。

【参考】

| 成立件数<br>の推移 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 成立件数        | 325   | 374   | 339   | 474   | 513   | 542   |

出典：司法統計年報

◆「特別養子縁組」が成立すると、お子さんと実父母との法的な親族関係  
が終了し、お子さんと養親との間で実親子と同様の親族関係が生じます。

相談窓口のご案内

◆「特別養子縁組制度」に関心を持たれた方は、児童相談所にお問い合わせください。

児童相談所 全国共通ダイヤル「189」で  
お住まいの地域の児童相談所につながります。

インターネットからは 全国児童相談所一覧 検索 で検索してください。



# 《産科医療機関を中心とする医療関係者の方向け》

(リーフレット (表面))

## 医療関係者の皆様へお願い ～特別養子縁組制度について～

【思いがけない妊娠に戸惑い、悩む妊婦さんにお伝えください。】

思いがけない妊娠など、出産後の養育に不安がある妊婦さんが来院された場合、心身の状態、妊娠、出産についての葛藤に配慮しつつ、下記の情報をお伝えください。

- ① 妊娠初期から子育て期にわたる切れ目のない支援や、妊娠に悩む方が相談できる窓口があります。
- ② どうしても子どもを育てられない場合、「特別養子縁組制度」があります。
- ③ 養子縁組に関することなど児童相談所への相談は、匿名でも行えます。

⇒ 児童相談所全国共通ダイヤルは『189(イチハヤク)』※裏面参照

### ① 妊娠や子育てに関する保健師等による相談窓口

- 「子育て世代包括支援センター」  
「子育て世代包括支援センター」は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等によるきめ細かな相談支援等を行っております。

お住まいの市町村役場にご連絡ください。  
(注) 全国1,741市区町村のうち、296市区町村で実施されています。(平成28年4月1日現在)

- 「女性健康支援センター」  
「女性健康支援センター」では、保健師等による妊娠に悩む方に対する相談等、女性のライフステージに応じた相談支援を行っております。

【全国女性健康支援センター 一覧】で検索してください。

### ② 「特別養子縁組制度」について

「特別養子縁組」とは、子どもの福祉の増進を図るために、実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を始める制度です。

- 「特別養子縁組」は、養親（育ての親）となる方による請求に対し、家庭裁判所が決定を与えることで成立します。
- 「特別養子縁組」の成立には養子となるお父さん（養父）の同意が必要となります。ただし、養父母がその意思を表示できない場合は、養父母による虐待、養子の遺棄その他の養子さんの利益を害し、養父母の同意が不要となる場合があります。

※「特別養子縁組」が成立すると、お父さんと養父母との法的な親子関係が終了し、新たに養親との親子関係が生じます。

＜「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の違い＞

| 普通養子縁組  |                              | 特別養子縁組                                                        |
|---------|------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 縁組の成立要件 | 養親と養子の同意により成立                | 養親の請求に対し家庭裁判所の決定により成立                                         |
| 養親      | ○養親：成年に達しない者                 | ○養親：原則 25歳以上（夫婦の一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上で可）<br>配偶者がある者（夫婦双方とも養親） |
| 養子      | ○養子：尊属又は養親より年長でない者           | ○養子：原則、6歳に達していない者                                             |
| 養父母との関係 | 養父母との関係は終了しない                | 養父母との法的な親子関係が終了する                                             |
| 監護期間    | 特段の指定はない                     | 6月以上の監護期間（注）を考慮して縁組（注）【監護期間】とは、養親家庭において、子どもと同居して生活する期間をいいます。  |
| 戸籍の表記   | 実親の名前が記載され、養子の養親は「養子（養女）」と記載 | 実親の名前が記載されず、養子の養親は「養父（養母）」と記載                                 |

(リーフレット (裏面))

### ③ 児童相談所のご案内

#### ○児童相談所

児童相談所全国共通ダイヤル『189(イチハヤク)』でお住まいの地域の児童相談所につながります。

児童相談所では、養子縁組に関する相談のほか、子育ての悩み相談など幅広く対応しています。※連絡は匿名で行うことが可能です。連絡先や連絡内容に関する秘密は守られます。

### 参 考

国としては、昨年成立した以下の法律を着実に実施していくことにより、養子縁組の利用推進を図るとともに、特定妊婦等への支援の強化を図るためのモデル事業を実施することとしています。

#### ・平成28年改正児童福祉法における「家庭と同様の環境における養育の推進」について

- 社会的養育が必要な子どもが、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要です。このため、平成28年の児童福祉法改正により、国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として、「家庭と同様の環境における養育の推進」等を明確化しました。

- 具体的には、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定するときは、

- ・ まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者の支援を行い、家庭における養育が適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置を講じ、
- ・ これらの措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置を講じることとしました。

※ 特に就学前の児童については、通知等において、原則、「家庭における養育環境と同様の養育環境」での措置を講じることとしました。

#### 「民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」について

- 近年、民間の養子縁組あっせん事業者による養子縁組の成立件数は増加しており、その事業運営の透明化や適正化がますます重要になっていきます。このため、議員立法として「民間あつせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が、平成28年12月9日に成立しました。

#### 「産前・産後母子支援事業」（モデル事業）について

- 平成29年度から、特定妊婦等への支援の強化を図るため、産科医療機関や母子生活支援施設等にコーディネーターを派遣し、特定妊婦や思いがけない妊娠により出産後の育児に不安を抱える妊婦に対する支援について、都道府県等への補助事業としてモデル的に実施しています。

### 統計データ

○虐待死事例（注）平成26年度に厚生労働省が把握した虐待死事例（心中以外）

- 虐待死事例（44人）のうち、  
  - 0歳児が61.4%（27人）と最も高い割合を占める。
  - 0歳児死亡事例（27人）のうち、月齢0か月児が55.6%（15人）
  - また、54.5%（24人）の子どもの実母が「予期せぬ妊娠（望まない妊娠/計画していない妊娠）」だった。

○特別養子縁組の成立件数

|  | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|  | 325   | 374   | 339   | 474   | 513   | 542   |

(出典) 司法統計年報

※厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000169158.html>) にも掲載されています。